

訪問介護の利用料

【基本部分：訪問介護費】

区分	所要時間	訪問介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
身体介護	20分未満	167	1,786円	178円	356円	534円
	20分以上30分未満	250	2,675円	267円	534円	801円
	30分以上1時間未満	396	4,237円	423円	846円	1,269円
	1時間以上 (30分を増すごとに加算)	579 (+84)	6,195円 (+898円)	619円 (+89円)	1,238円 (+178円)	1,857円 (+267円)
生活援助	20分以上45分未満	183	1,958円	195円	390円	585円
	45分以上	224	2,396円	239円	478円	717円
20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算し201単位を限度)		67	716円	71円	142円	213円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
深夜の訪問	所定単位数の50%				
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の20%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
事業所と同一敷地内建物等の利用者、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の90%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

合	同一敷地内建物等の利用者50人以上の場合 所定単位数の85%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
緊急時訪問介護加算	100	1,070	107円	214円	321円
初回加算	200	2,140円	214円	428円	642円
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1,070円	107円	214円	321円
認知症専門ケア加算Ⅰ (1日につき)	3	32円	32円	64円	96円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の4.2%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額(事業所の所在地が5級地のため、単位数に10.70を乗じた額)であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、旅費(実費)の支払いが必要となります。
-----	--

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%